



後期高齢者医療制度に関する要望書

令和 7 年 6 月 4 日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 マイナンバー制度について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化（以下、「一体化」という。）の円滑な移行に当たって、以下の5点を要望する。

- (1) 国は、一体化に当たって、全ての被保険者が混乱なく必要な医療を受診できるよう、責任を持って周知広報及び説明に取り組むこと。
- (2) オンライン資格確認の運用に当たっては、医療機関等や保険者から細かな課題を聴取し、必要な対策を講じること。
- (3) 広域連合や市区町村が資格確認書の暫定的な運用期間の終了に向けて十分準備ができるよう、急な変更は行わず、標準システムの改修内容や運用の詳細を速やかに示すなど、実務に配慮のうえ、決定・実施すること。
- (4) 医療機関等や保険者における、一体化の取組に係る経費について、国は必要な財政支援を行うこと。
- (5) 被保険者が、マイナ保険証の利便性を実感できるよう、各種申請手続の簡素化など、更なるDXの推進に取り組み、マイナ保険証利用のメリットの拡充と周知を図ること。

2 高額療養費制度について

高額療養費制度の再検討に当たっては、以下の4点を要望する。

- (1) 制度の見直しを行う場合には、被保険者の実態を十分に把握し、当事者の意見に耳を傾けたうえで、一部の被保険者に負担が偏らないよう慎重に協議を進め、被保険者にも分かりやすい制度とするとともに、急激な負担増とならないよう激変緩和措置の設置を検討すること。
- (2) 被保険者、医療機関等及び保険者が正確な情報を得られるように、再検討を行った結果について、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。
- (3) 国は、制度設計やシステム構築等が必要な場合は早期に準備を行い、それらについて速やかに広域連合に情報提供をすること。
- (4) 広域連合及び市区町村が行う周知広報やシステム改修等に係る費用については、全額国による財政支援を行うこと。

3 システムについて

システムについて、以下の4点を要望する。

- (1) 標準システムのクラウド化に伴う今後のシステム構成やシステム変更等については、早急にその方針を示すとともに、適切な財政支援と事前に広域連合に説明・調整を行うこと。
- (2) 標準システムのクラウド化に伴い、サーバーの利用契約を47都道府県で取りまとめて大口契約にする仕組みにして低廉化を図るなど、可能な限り運用コストの削減に努めること。
なお、十分な経費低減効果が得られない場合、適切な財政支援を行うこと。
- (3) 制度改正等による広域連合の独自システムの改修費用及び標準システムの開発遅延によって生じた、COBOLとJavaの併用に係る経費等のかかり増し経費について、過年度支出分も含めて国による財政支援を行うこと。
- (4) 国保総合システムの開発や運用に当たっては、保守・運用経費が縮減され、かつ、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

4 財政運営について

全世代型社会保障制度改革を進めるに当たり、近年の物価高騰が続く中で、子ども・子育て支援金制度の導入など、被保険者である高齢者にとって今後負担が増大することが懸念されることから、広域連合や関係団体等の意見を十分聴取のうえ、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営ができるよう以下の2点を要望する。

- (1) 定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充すること。
- (2) 財政安定化基金を保険料の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化すること。

5 保健事業について

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を今後とも継続して取り組むことができるよう、事業実施に係る費用全額を賄うとともに、財政支援を恒久化すること。

また、後発医薬品の使用促進を行うに当たって、供給不足が大きな問題となっているため、安定供給を確保する方策を講じること。

6 医療保険制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の見直しを行う場合には、高齢者にとっても分かりやすい制度への改正とし、大きな混乱が起きないよう慎重に行うとともに、できる限り負担のかからない制度設計とすること。

また、令和4年10月から導入された窓口2割負担の影響の分析・評価の更なる検証を行い、広域連合・被保険者等に十分な理解が得られるよう周知等に努めること。

- (2) 高齢化や高額薬剤等の普及等により医療給付費は年々増加していることから、医療費の適正化を図るため、既存の給付内容について精査、見直しを行うこと。

- (3) 子ども・子育て支援金に関して、以下の内容を関係省庁に働きかけること。
- ア 子ども・子育て支援金を医療保険の仕組みを通じて財源を求める理由及び保険料の負担増に対して、被保険者の理解が得られるよう、国が責任を持って周知広報及び説明を行うこと。
- イ 支援金の賦課・徴収について、過度な事務負担とならないようにするとともに、システム改修に係る経費については、全額国による財政支援を行うこと。
- (4) 出産育児支援金や子ども・子育て支援金制度の導入など、短期間で保険料が増加する要因が複数あるため、保険料軽減措置の拡充や激変緩和措置の期間を長く設定するなど、適切な措置を講じるとともに、その財源についても国の責任において確保すること。
- (5) 生活保護受給者の後期高齢者医療制度への加入については、制度の維持や財政の安定化を図るため、引き続き現行の医療扶助を維持すること。
- (6) 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、制度の在り方の検討を深めるとされている後期高齢者医療制度の運営体制について、中長期的なビジョンを早急に示すこと。
- (7) 後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣する市区町村に対して、地方財政措置の充実及び職員定数上の緩和措置を設けるなど派遣しやすい環境を整備するよう、関係省庁へ働きかけること。

7 大規模災害関連について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難等を余儀なくされた被保険者に対する保険料の減免及び一部負担金の免除並びにこれを実施するための財政措置については、令和7年度以降も引き続き継続すること。

また、保険料の減免及び一部負担金の免除を見直すに当たり、被保険者の理解が十分に得られるよう、国において丁寧な周知広報を行うこと。

以上

令和7年6月4日

厚生労働大臣 福岡 資 麿 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾 俊彦



